

陳 情 第 6 号	平成25年5月30日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書提出」に関する件
陳 情 要 旨	
<p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として地域の行事活動には積極的に参加し、そして日本経済の発展にも貢献しています。</p> <p>標記の意見書は、全国で8県を含む364（昨年345）自治体が国に採択をしています。そのうち千葉県では佐倉市、大網白里市、勝浦市、一宮町、御宿町、大多喜町、長生村議会が採択し7自治体となっています。</p> <p>申告納税制度は創設以来既に50年余を経過していることから、納税者には定着していると言われていています。そして納税者の環境においても、戦後生まれの世代が壮年期を迎えた今日において、家族関係も変化し、納税者意識も大幅に変化しています。</p> <p>そのような中、個人事業者の所得計算において、「親族が事業から受ける対価」の必要経費算入を認めないという所得税法第56条の規定の合理性について、採択された市議会では「この規定はおかしい」との疑問が投げかけられています。</p> <p>この所得税法第56条は家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者では年間86万円、家族50万円が控除されるのみです。最低賃金（千葉県時給756円）にも満たない状態です。来年には白色申告者でも記帳が義務化となり、白色と青色申告者の実質的な差はなく、「家族労働の成果について制度上、差別を受けるのは憲法14条「法の下での平等」に違反している」との専門家の指摘もあり人権問題です。</p> <p>政府も前向きな検討をしている中、早急に所得税法第56条を廃止へと貴議会で後押しをしてください。自家労賃を必要経費として認めることを要求します。</p> <p>つきましては、貴議会が陳情趣旨にもとづき、国と関係省庁へ意見書を提出していただくよう、以下の項目を陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 家族従業者の労働の社会的評価と働き分を認め、一人一人の働き分を認め</p>	

ない所得税法第56条は廃止し、中小業者の自家労賃を認めることを求める意見書を国に提出してください。